

平成 23 年 4 月 19 日

会 員 各 位

社団法人 日本眼科医会
会 長 高 野 繁
財団法人 日本眼科学会
理 事 長 根 木 昭

東日本大震災義援金に係る税務上の取り扱いについて（ご連絡）

平成 23 年 3 月 18 日付「東北地方太平洋沖地震にかかわる災害義援金の募集について（お願い）」にて呼び掛けをいたしました標記義援金に係る税務上の取り扱いにつきまして、改めてご連絡いたします。

当該義援金は、両会を通じて、被災された会員への援助と、日本赤十字社等を通して被災された一般の方々への救援に使わせていただく予定ですとご説明いたしましたように、優先的に被災眼科医への援助・災害地の巡回診療・眼科医療の再建に当て、全てを国・地方公共団体や日本赤十字社等に拠出するものではありませんので、税法上の取り扱いは以下のとおりです。

なお、一般の方々への援助も同じように大切なことと考えております。税法上の優遇が明確な日赤等への寄付も、是非お願いいたします。

1. 個人の方が義援金を寄附した場合

特定寄附金には該当しませんので、寄附金控除の対象にはなりません。

2. 法人が義援金を寄附した場合

国等に対する寄附金、指定寄附金には該当しませんので、一般の寄附金として損金算入限度額の範囲内で損金に算入する取り扱いになります。また、一般の寄附金として申告される際の確認書類につきましては、義援金口座に直接振り込まれた時の控えでもって対応をお願いいたします。詳しい内容につきましては最寄りの税務署にご相談願います。

3. 問合せ先

日本眼科医会 義援金担当 TEL03-5765-7755

以上